

THAIFEX 2019

ジャパンパビリオン 出品案内書

会期：2019年5月28日（火）～6月1日（土）

■ ■ 申込締切：2019年1月10日（木）12:00 必着 ■ ■

タイ・バンコクにて開催される「THAIFEX」は、タイ国内最大級の食品総合見本市であり、東南アジア地域を中心にタイ国外からの来場者も多いのが特徴の見本市です。

ジェトロは、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置することにより、日本産食品・飲料等の魅力を国際的にアピールするとともに、タイ市場、更にはアジア市場全体への新規参入・販路拡大を目指す我が国企業等を支援し、さらなる輸出拡大を目指します。



THAIFEX 2018（前回）ジャパンパビリオン

◆◇見本市概要◆◇

- 見本市名称：THAIFEX 2019
 開催期間：2019年5月28日（火）～6月1日（土）
 会場：IMPACT Exhibition and Convention Center
 （タイ・バンコク郊外の大型展示会場）
 主催者：ケルンメッセ株式会社
 ウェブサイト：<https://www.thaifexworldoffoodasia.com/>
 2018年実績：出品者数：2,537 社・団体（パブリックデー含む5日間のデータ）
 （主催者発表）来場者数：62,039 人（同上）
 出展国数：41 カ国・地域



※主催者発表「2018 Post Show Report」

<https://thaifexworldoffoodasia.com/for-visitor/visitor-brochure-downloads/#5494>

※主催者発表「2019 THAIFEX-World Food Asia Show Brochure」

https://www.thaifexworldoffoodasia.com/assets/PDF/4598016510/2019-show-brochure_web_14092018.pdf

◆◇ジャパンパビリオン概要◆◇

- 主催者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
 参加日程：2019年5月28日（火）～6月1日（土）

<THAIFEX2018 以降の変更事項>

※会期5日間の出品が必須となりますので、ご了承ください。

※未許可の出品物の販売は固く禁止されています。

※一般消費者が来場可能な「パブリックデー」は最終日の1日のみ(6月1日)となります。

※パブリックデーは「タイ国内で販売が許可された出品物」に限りブースにて販売が可能です。

※販売許可のない出品物については、サンプルとしての無償提供のみ可能です。

参加ホール：Impact Hall 8

予定規模：68小間(612㎡)

募集小間数：56小間程度 ※1小間=9㎡

対象商品：タイで販売可能な日本産食品もしくは日本産原料を使用した食品

商談強化コースの設置：※詳細のご案内は参加企業確定後になります。

＜概要＞ THAIFEX 会期前にバンコクへ渡航いただき、THAIFEX での商流構築を確実にするための事前準備を行います。

・現地インポーターとの面談

・主要小売店・レストランの解説付き市場視察

・タイの最新の日本産食品事情、輸入規制等のセミナー

＜対象＞ お申込み時に、タイに商流がなく、インポーターとの成約を目指す企業のうち希望者

＜参加条件＞ 一部変更する場合もございます。

-THAIFEX 会期前のバンコクへの渡航(1泊2日もしくは2泊3日)(必須)

時期：4月中旬ごろ(4月8日の週又は4月22日の週)予定

-事前出品者説明会への出席(必須)

-事前個別面談の参加(必須)

個別面談時に「商談強化コース」の具体的な説明をさせていただきます。

＜留意事項＞

6社が最大受け入れ社数となります。申し込みが少ない場合は実施しない可能性がございますので、ご了承ください。

また商談強化コース参加企業の決定時期は2月末となります。

商談強化コース参加にかかる費用(航空運賃、宿泊代、現地での交通費等)は参加者の自己負担になります。

◆◆有望商品◆◆

ジャパンパビリオンにおいては、現地市場・バイヤーニーズの高い商品を「有望商品」とし、出品審査においても加点項目として設定しております。当該商品以外のご出品も可能ですが、出品商品選定をご検討いただくに当たって、以下を必ずご一読ください。

- ・牛肉(特に赤身、交雑牛、ホルスタイン雄、ホルモン)
- ・水産物・水産加工品
- ・果物及び果物加工品
- ・菓子類(特に、現地小売価格 100THB 以下販売可能な商品)
- ・健康志向食品(例：カテキンの多いお茶やカロリーオフの蒟蒻麺 等)

※規制等により輸出可能でないものについては、ご出品頂けない場合がございますので、ご了承ください。

※果物については、2018年8月から選別・梱包施設の規制が導入（2019年8月から実質的に発動）されており
対応可能な事業者への需要が非常に高くなっております。

参考：生鮮野菜・果物の選別・梱包施設に関する規制が施行（ジェトロ HP）

(URL) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/7627d93e4388b6e7.html>

◆◇ジャパンパビリオン出品のメリット◆◇

1. 費用負担の軽減

ブース装飾費、広報費、出品料の一部等についてはジェトロが負担します。従って、出品者の皆様は、同等の装飾を
施し、単独で出品する場合に比べて、出品費用を抑えることができます。

※出品料に含まれるサービスの詳細は「ジェトロが提供するサービス（P.5）」を参照ください。

2. 出品手続きを安心サポート

出品の申込みやブースの装飾など、見本市への参加に伴う煩雑な手続きをジェトロがサポートします。初めて海外の見
本市に出品される方でも、安心してご参加いただけます。

3. ジャパンパビリオンの広報

様々な媒体を活用して、想定される来場者に対してアプローチをするとともに、見本市会場でも広告の設置等のプロモ
ーション活動を積極的に行います。

4. ジャパンパビリオンによる集客効果

ジェトロのジャパンパビリオンでは、日本企業がまとまって参加しますので、『日本』のブランドとしてより鮮明にアピールでき
るとともに、より高い広報・集客効果が期待されます。

5. 輸出に関するアドバイス

ビジネス経験豊富なジェトロのアドバイザーが、植物検疫手続きなど、輸出全般に関するアドバイスを提供します。

◆◇ジャパンパビリオン募集要項◆◇

出品枠	募集枠	概要	出品料
通常出品枠	54小間 程度	● <u>1小間あたり9㎡（間口3m×奥行3m）を予定</u> ※間口、規模等については設計等の関係により変更となる場合があります。 1小間イメージ図→ （備品の種類・数・位置は変更となる 場合があります。） 	<中小企業料金> 280,000 円/小間 <全額負担料金> 560,000 円

ニューチャレンジャー枠	4 枠 程度	★新たに輸出に取り組まれる事業者様をサポートするため、以下の条件を満たす事業者様を対象に「ニューチャレンジャー枠」を設置します。 「ニューチャレンジャー枠」申込みの条件 過去 5 年以内に海外輸出経験がないこと (間接貿易含む) ●オープンスペースでの商品展示となるため、<u>占有小間の提供はありません</u>。また、一部のサービスは他社様と共用となります。 ●原則、冷蔵庫、冷凍庫等大型の什器を含む備品を追加することはできません。自社ブースに設置する必要がある場合は、「通常出品枠」にお申し込みください。 ※本出品枠における共同出品は認められません。 ※「通常出品枠」との併願不可。 1 小間 (2 枠) のイメージ図 (備品の種類・数・位置は変更となる場合があります。) ↓ 	<中小企業料金> 70,000 円/枠 <全額負担料金> 140,000 円
-------------	-----------	--	--

※ただし、輸送、渡航費等は自己負担となります。詳細は以下をご確認ください。

※複数小間をお申し込みいただくことも可能ですが、応募状況に応じ、出品小間数を調整させていただく場合があります。

(A) 出品料について

- (1) 出品料は、中小企業を対象にスペース使用料の 1 / 2 以上を受益者負担として設定しています。
- (2) 「中小企業・協同組合以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」は全額負担となります。

※〔中小企業の定義〕

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、資本金基準・従業員基準のいずれかを満たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申込みいただけるのは、①同法に定める日本国内の中小企業*、②同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等に限ります。

ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても国費を財源とした他の補助金等（※1）を充当して出品する場合にあっては、スペース使用料の全額を負担いただきます。

※1：他の補助金の例としては「品目別等輸出促進対策事業（農林水産省）」、「ジャパンプランド育成支援事業（経済産業省）」など。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送行、 その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業 (情報サービス業を含む)	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

* 法人格のない個人事業者も含みます。

** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

(3) ジェトロが主催した同一見本市への出品が4回以上の事業者は全額負担となります。
出品回数は、2017年度からジェトロにてカウントします（2020年度より、該当する事業者には全額負担いただきます）。ニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。出品回数は（代表出品、孫出品にかかわらず）出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

(4) 孫出品者に補助対象外の事業者が含まれる場合（※代表出品者のみ）

孫出品者の中に補助対象外の事業者（大企業、海外に所在する企業、国費を財源とした他の補助金を充当する企業など）が含まれる場合には全額負担となります。

(B) 割引料金について

- (1) ジェトロメンバーズ(JM)は会員特別料金として10%の割引をします（年間総額75,600円まで）。
- (2) 農水産情報研究会会員は会員特別料金として10%の割引をします（年間総額54,000円まで）。
- (3) 上記の両会員の場合は、どちらかの割引を適用します。
- (4) 上記のいずれにも該当しない場合でも、出品と同時に会員にお申し込まいただいた場合は各会員の割引を適用します。【会員サービスの詳細】：<http://www.jetro.go.jp/members/>
- (5) 割引は日本国内から会員として登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限ります。

◆◇ジェトロが提供するサービス◆◇

通常出品枠	ニューチャレンジャー枠
＜ジェトロが提供するサービスに含まれるもの＞ ①出品スペース ②統一デザインによる設営・装飾 （基礎設置備品/1小間あたり（予定）） ・社名表示板（1） ・鍵付展示台（1） ・商談テーブルセット（テーブル1、椅子3） ・展示棚（1） ・電源（500W）（1） ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む） ③共通設備等維持管理（一定量の電気代およびその工事費含む） ④出品者バッジの提供 ⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成 ⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信 ⑦情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用方法等についての情報を提供します） ⑧輸出準備サポート 事前に開催するセミナー、個別相談会等にご参加下さい。	＜ジェトロが提供するサービスに含まれるもの＞ ①出品スペース（<u>占有小間/スペースはありません</u>） ②統一デザインによる設営・装飾 （基礎設置備品/1枠あたり（予定）） ・社名表示板（1） ・鍵付展示台（1） ・スツール（2） ・電源（500W）（1） ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む） ③共通設備等維持管理（一定量の電気代およびその工事費含む） ④出品者バッジの提供 ⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成 ⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信 ⑦情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用方法等についての情報を提供します） ⑧輸出準備サポート 事前に開催するセミナー、個別相談会等にご参加下さい。 ⑨通訳アレンジ ニューチャレンジャー枠専属の通訳・アシスタントを手配し、費用を負担します。

※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

※サービスの提供は、1 小間又は 1 枠毎のものとなります。

※主催者の規定により、また締め切りの関係等により上記の一部サービスを受けられない場合があります。

※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみ可能とし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。

＜ジェットロが提供するサービスに含まれないもの＞

上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担頂きます。主なものは次のとおりです。

① 輸送に要する経費

- 輸出梱包及び展示会場までの通関・輸送費
- 見本市終了後、出品物の処理（還送・転送等）に係わる通関・輸送経費
- 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料

② 追加展示装飾に要する経費

- ジャパンパビリオン共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が特別又は独自に必要とする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費

③ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）

④ 出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む）

⑤ 出品者専属の通訳・アシスタント手配・費用（ただし、ニューチャレンジャー枠出品者を除く）

⑥ 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料

⑦ 海外旅行保険及び賠償責任保険

⑧ その他、前項「ジェットロが提供するサービス」に定める以外の経費

※輸送について

各展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者の責任の下、行っていただくことになります。ジェットロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各出品者にご自身で選定し、直接手続き、お取引ください。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。なお、輸送・通関業者選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワーダー及び日本での提携先等を例示します。また、既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。いずれの場合も、出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、出品者の責任において手配していただきますようお願いいたします。また、見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

＜ご参考＞ ジェットロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト

http://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/

※通訳・アシスタントについて

商談等のための通訳又はアシスタントは、各出品者にご手配ください（ただし、ニューチャレンジャー枠出品者を除く）。経費も出品者のご負担となります。後日、人材、または雇用関係手続を代理する通訳派遣会社等をご参考までに例示します。

小間位置の決定：

- 会場全体の基本構成、小間位置は出品内容によりジェットロにて決定させていただきます。
- 同業者が隣接する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

◆◇出品の要件◆◇ ※全募集枠共通※

以下の条件を必ずご一読のうえ、お申込ください。以下の条件を満たしていない場合は、お申し込んでも出品をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

①出品者の要件

- 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。（プロモーションや調査のみではない）
- 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。当該事業の会期中、商談に対応可能（諸条件の提示等）な担当者が常駐すること。
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 英語もしくは現地語で商談用資料（※企業情報、商品情報（価格含む）。）を既に揃えており、ジェトロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに揃えジェトロに提出することを同意していること。※別添の参考資料「FCP Sample_日本語記入例（輸出商品紹介シート）」「FCP Sample_英語記入例（輸出商品紹介シート）」をご参照ください。

②出品物の要件

- タイ国内で販売可能な、日本国内で生産された農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。
- 検疫、衛生基準等の輸入規制に十分対応していること。

③規定の遵守

- ジェトロが成果把握の為にを行う会期中アンケート、フォローアップアンケート等に協力することに同意していること。
※アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力下さい。
- 出品案内書および「海外見本市出品要綱」の内容、条件に同意していること。（代表出品者の場合は、その条件を満たしていること。）
- 過去 2 年間、ジャパンパビリオン／海外商談会に参加した際にジェトロが定めた規則に違反していないこと。

※代表出品に関する規定

本見本市においては、「代表出品者」（地方自治体・業界団体等）が複数の企業等（「孫出品者」）を取りまとめた出品も可能です。なお、1 小間に対して孫出品者は 2 社までとし、お申込み時にすべての出品予定の企業・出品物・枠および小間数等が決定している必要があります。

▼申込条件

- ①全ての孫出品者について、上記「出品の条件」を満たしていること。
- ②孫出品者についても、選定審査の対象となり、一定の基準に満たない場合には出品できないことについてあらかじめ了解していること。
- ③孫出品者数は 1 小間あたり 2 社までとします。なお、募集枠数を上回る応募があった場合には、枠および小間数の調整にご協力いただきますようお願いいたします。
- ④本出品案内書等の内容（ジェトロが提供するサービスや出品料等）について、孫出品者からあらかじめ了解を得ていること。
- ⑤ジェトロが提供する小間については、原則、孫出品者の出品スペースとしてのみ使用すること。
- ⑥孫出品者への事務連絡等（アンケート・調査の取りまとめ含む）について、責任をもって行うこと（原則、ジェトロから、孫出品者への事務連絡等はいきません）。
- ⑦孫出品者から出品料等を徴収する場合には、ジェトロに支払う出品料の額を超過しないこと（但し、通訳費等の実費を除く）。また、見本市参加期間中における、孫出品者に対する有料サービスの提供など、自社の営利活動については行わないこと。
- ⑧出品料について、孫出品者の中に補助対象外の事業者（大企業、海外に所在する企業、国費を財源とした他の補助金を充当する企業など）が含まれる場合には全額負担となることについて了解していること。

⑨「代表出品に係る同意書」の内容に同意していること。

▼留意点

- ・「出品申込書・承諾書」は代表出品者のみが作成し、孫出品者にはそれぞれ「企業・商品情報」をご提出いただきます。審査は企業毎に行いますので、一定の基準に満たない場合にはお申込みいただいた孫出品者の一部または全者が出品できない場合もございます。
- ・募集枠数を上回る応募があった場合には、出品小間数を調整させていただく場合があります。
- ・請求書は「出品申込書・承諾書」をご記入頂いた代表団体のみに発行します。
- ・本出品形態については、孫出品者がJETROメンバーズであっても割引料金は適用されませんので予めご了承ください。

◆◇選考方法◆◇ ※全募集枠共通

ご提出いただいた「企業・商品情報」をもとに、農林水産省の定める選定基準に則しJETROにて審査を行い、出品者の選定を行います（同点の場合は先着者を優先）。なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承ください。

〔審査の項目〕

- (1) 当該事業で定める有望商品に合致するか
- (2) 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
- (3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
- (4) 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
- (5) 応募者の認証取得等
- (6) 応募者の商流
- (7) 前年度の参加事業における成約実績
- (8) 日本で登記している事業者か
- (9) 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出有望案件支援サービスによる支援対象企業か
- (10) 過去のジャパンパビリオン/海外商談会におけるルールの遵守状況

※募集枠数を大幅に超える出品申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切る場合があります。

※募集枠を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

※複数枠の申し込みをいただいた場合、出品枠数を調整させていただく場合があります。

◆◇お申込方法◆◇

本「出品案内書」、「海外見本市出品要綱」を必ずご確認ください、以下の手順でお申込み下さい。送付先及び申込に関するお問い合わせは、本書末尾記載の事務局までお願いします。

STEP 1 企業情報・商品情報の入力（オンライン）

以下のリンクまたはイベント情報ページ（<http://www.jetro.go.jp/events/afb/cb1134ce797e5fe5.html>）より、「申し込みフォーム(1)企業情報」「申し込みフォーム(2)商品情報」の登録をお願いします。なお、出品者選定はこちらで入力いただいた情報に基づいて行います。不備のないよう、できるだけ詳細にご記入ください。ご登録後は「入力完了メール」が送付されます（**出品の承諾ではございませんのでご注意ください**）。

（登録サイト）

●【申し込みフォーム1】企業情報

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/thaifex19_form1

●【申し込みフォーム2】商品情報

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/thaifex19_form2

※本フォームは途中保存ができません。入力をスムーズにするため、事前に上記イベント情報ページ URL 添付の「申込フォー

STEP 2 「出品申込書・承諾書」を電子メールで送付 ※孫出品者除く

ム（サンプル）」をご確認のうえ、必要事項をご準備ください。

《イベント情報ページ》に添付の「出品申込書・承諾書」フォームにご記入後、原本を郵送いただく前に、事務局（afb-thaifex@jetro.go.jp）まで電子メールにて PDF を送付ください。内容を確認後、ジェトロよりご連絡します。3 営業日を過ぎて連絡がない場合は、お手数ですが事務局までお問合せください。

※代表出品者は「孫出品者一覧（エクセル）」も併せて送付ください。

STEP 3 申込書類の提出 ※孫出品者除く

STEP2 完了後、ジェトロより内容確認連絡を受け取られましたら、下記の〔郵送いただく書類〕を揃え、事務局宛てにご郵送ください。※郵送料については各社でご負担をお願いします。

〔郵送いただく書類〕※フォームは《イベント情報ページ》よりダウンロードください。

◎「出品申込書・承諾書」-----代表印押印済み原本 2 部

●「THAIFEX 2019 代表出品に係る同意書」

※代表出品者のみ-----代表印押印済み原本 1 部

●「孫出品者一覧」

※代表出品者のみ----- 1 部

<提出期限> 2019 年 1 月 10 日（木）12:00 必着

〔郵送先〕〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

ジェトロ THAIFEX 2019 ジャパンパビリオン事務局（担当：福田、松尾、伊藤）

E-mail : afb-thaifex@jetro.go.jp

◆◇今後の流れ◆◇

以下のスケジュールは今後の目安です。事前の連絡なく変更する場合もございますので予めご了承ください。

STEP 1 選考結果のご連絡 **2019 年 2 月中旬～下旬頃** 予定

出品確定後、単独・代表出品者に対して、選考結果をメールでご連絡ののち、孫出品者の採択・不採択を明記の上、ジェトロ押印済みの「出品申込書・承諾書」1 部を返送します。その際に出品料の請求書も同封させていただきます。

STEP 2 出品料振込期限 **2019 年 3 月 18 日（月）** 予定

請求書に記載の支払い期日までに出品料をお振込みください。期日までに出品料をお支払いいただいた時点で、ジャパンパビリオンへの出品承諾といたします。なお、期日までに出品料のお支払いが無い場合は、出品の申し込みが取り消されたものとみなします。

※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出下さい。

STEP 3 出品者説明会 2019年3月20日（水） 予定

出品者マニュアルの配布や、出品に関する諸手続き、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご説明するため、出品者説明会を開催予定です。また、説明会前日の19日（火）には希望制にて個別相談会も予定しています。

会場：ジェトロ東京本部

※詳細は出品確定後にご案内いたします。

◆◆キャンセル規定◆◆

出品者の自己都合により採択確定後に出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせ下さい。確定前に申し込みを取り消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。

なお、その申請日より、下表の通りキャンセル料が発生します。（出品取り消し受付日以降にキャンセル連絡があった場合、出品料の返金はありませんのでご了承ください。）

出品取り消し受付日	キャンセル料
申込日～2019年3月18日（月）	なし
2019年3月19日（火）以降または連絡なしの不参加	出品料の100%

※キャンセル料については、ジェトロメンバーズ及び農林水産情報研究会割引を適用できません。

※戦争、政情不安、天災、伝染病、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロにて文書で通知することにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

◆◆留意事項◆◆

- ▶ 本案内書に記載されていない事項に関しては、別添「海外見本市出品要綱」に準拠します。なお、本案内書と「海外見本市出品要綱」とに矛盾がある場合には、本案内書を優先します。
- ▶ 「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承下さい。
- ▶ 会場全体の基本構成、出品位置は出品内容等によりジェトロにて決定させていただきます。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
- ▶ 「出品申込書・承諾書」及び「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市のご出品をお断りします。
- ▶ 出品申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合は、ジェトロはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- ▶ 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- ▶ 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがあります点、ご注意下さい。
- ▶ 自社スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ▶ 日本からの食品・飲料の通関に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご注意願います。特に生鮮・冷蔵品の出品を検討している場合にはご注意下さい。

➤外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。

(経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>)

➤見本市参加期間の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーは含まない）が、ブースにアテンドください。また、見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。

➤輸出経験のない企業等については、見本市参加期間中の商談を円滑に進める観点より、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を見本市へのご参加までに受講ください。

<ジェトロ HP イベント情報 セミナー・講演会>

<https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html>

◆◆免責◆◆

➤天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。

➤見本市会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。

➤ジェトロは、盗難、火災、会場内での事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷についての責任を負いません。

➤地方自治体・業界団体等が代表出品者となり、複数者で出品する場合、その孫出品者の損害および不利益については、代表出品者が責任を負うものとします。また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

➤ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございす。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございす。あらかじめご了承ください。

➤相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

◆◆お問合せ先◆◆

【応募に関するお問い合わせ】

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課

THAIFEX 2019 ジャパンパビリオン事務局（担当：福田、松尾、伊藤）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

T E L : 03-3582-5546 F A X : 03-3582-7378

E-mail : afb-thaifex@jetro.go.jp

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL : 03-3582-5646 <受付時間> 平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄のジェトロでもご相談を受け付けています。

(国内事務所一覧) <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

◆◇参考情報：規制関連◆◇

タイへの食品輸出については、以下のような輸入制度がございますので、ご一読ください。

出品商品についてはJETROで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、一旦参加可のご連絡を差し上げた後であっても参加をご遠慮頂くことがございますのでご一読ください。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う、タイの輸入規制については、平成25年3月1日に解除されました（ただし、野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ、シカ）のみ放射性物質検査報告書や産地証明（原産地証明書）が必要）。

<輸入制度一覧>

・各国の食品・添加物等の規格基準（農林水産省ウェブサイト）

(URL) <https://www.shokuhin-kikaku.info/all.html?country=THA>

・タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック

(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/3d5749578cff956c.html>

<輸出する場合の検疫条件一覧>

・「タイ王国」（植物防疫所ウェブサイト）

(URL) <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/thailand/index.html>

・家畜衛生条件（農林水産省ウェブサイト）

(URL) <http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/>

<品目別：現地輸入規制および留意点>

菓子：菓子の輸入規制、輸入手続き

(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/pastry.html>

牛肉：牛肉の輸入規制、輸入手続き

(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/beef.html>

水産物：水産物の輸入規制、輸入手続き

(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/marineproducts.html>

青果物：青果物の輸入規制、輸入手続き

(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/vegetables.html>

アルコール飲料：アルコール飲料の輸入規制

(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/alcohol.html>

その他：農林水産物・食品（輸出に関する制度）

(URL) <https://www.jetro.go.jp/exportguidetop/asia/th/foods/exportguide/>

- 日本における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生を受け、タイ向けの「家きん及び家きん肉」の輸出は禁止されています。（2017年6月現在）
- 日本酒含む酒類全般に広告規制、酒税、販売時間制限があります。また、輸入に際しては、1銘柄につき1輸入業者のみが輸入登録を行うことが可能となっています。